



大切なお知らせ

令和8年度（2026年度）版

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。
※なお、一部対象外となる場合もあります。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。
詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。
社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm